第１号様式（第14条第1項）

「新潟市幸齢ますます元気教室」利用申込書

（あて先）　新潟市長

申込日　　　　年　　月　　日

申込者氏名　　　　　　　 　　　　　利用者との続柄（　　　）

住所　〒

電話番号 　　　　（　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | 氏名※ |  | 生年月日 | 大正・昭和　　年　　月　　日  　　　　　　　　（　　　）歳 |
| 住所※ | 電話番号※　　　　（　　　　） | | |

※利用者本人が申込者の場合は、記載を省略することが可能です。

①　サービスを利用するにあたり、サービス提供及びサービス利用の効果を測定するために必要な個人に関わる情報について、委託事業者、その他本サービス実施に必要な範囲で関係する者に提供することに同意します。

②　（送迎サービスを利用する場合）裏面の内容について同意します。

③　利用サービスにおいて使用する個人的教材に係る費用等については、これを支払います。

④　サービスの対象者としての要件を満たさなくなった場合は届け出ます。

　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　氏名

【地域包括支援センター記入欄】

送迎の 要・否

□家族による送迎ができない　　□公共交通(バス)など移動手段がない　　□会場が遠く、徒歩等での通所ができない　　□自家用車の運転ができない　　以上４項目すべてにチェックがある場合送迎の要とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　送迎以外の通所手段（□にチェック）

希望会場　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□徒歩　□自転車　□バス　□自家用車

再利用者の情報（該当がある場合のみ）

直近教室利用期間：　　年度　第　　期

再利用が必要な理由（□にチェック）　※再利用者・・・前年度以降に当該事業を利用し、再度、利用する者。

□心身機能の低下や悪化により、以前に比し日常生活機能に支障がみられる　　□極端に外出回数が減少した

□うつ・閉じこもり傾向がある　　□家庭及び生活環境が変わり、活動性が低下している

□「幸齢ますます元気教室」以外で、心身機能の悪化予防をできる場がない

「新潟市幸齢ますます元気教室」送迎サービス利用について

１　送迎サービス利用の条件

　　以下の(1)、(2)の理由のどちらにも当てはまり、教室に通う手段のない方が送迎サービスの対象になります。

1. 家族などによる送迎ができない。
2. 徒歩、車運転、バス、電車などでの自力通所ができない。

　　　　ただし、送迎利用が可能な範囲は、原則、居住地の地域包括支援センターの圏

　　　域となります。

※個々のご都合による変更はできません。

（例：雨の日のみ利用、家族の都合の悪い日のみ　など）

※毎回統一していれば、片道のみの利用も可能です。

２　送迎サービスの内容

1. 新潟市が委託した事業者の所有車両にて送迎を行うほか、事前に送迎業務につ

いて申請し、承諾を得た上で、タクシー会社等に再委託する場合もあります。

1. 自宅前で事業者の送迎車に乗車してから、会場前に到着するまでのサービスで

す。送迎車両への乗り降りや乗車前後の介助は含まれておりません。帰路にご自

分の希望場所への送迎もできません。

1. 送迎サービス利用者が複数の場合は、乗り合わせて乗車していただきます。
2. 「幸齢ますます元気教室」の送迎予定時間は、教室開始前に参加会場担当事業

者より事前にお知らせします。

1. 交通事情や天候などにより、送迎予定時間が前後することがあります。

３　出席・欠席の連絡

　　出席・欠席連絡の方法については、後日、参加会場担当事業者よりお知らせします。

４　個人情報について

　　送迎業務をスムーズに行うため、参加会場担当事業者に利用者の住所、氏名、電話

番号の情報をお渡しします。

５　送迎サービスの中止

　　以下の事項に該当する場合は、送迎サービスを中止させていただくことがあります。

1. 送迎車両自宅到着後の乗車キャンセルや長時間送迎車両を自宅前で待機させ

ることが度重なった場合。

1. 故意または重大な過失により送迎担当事業者または送迎車両同乗者の生命・身

体・財物・信用などを傷つけた場合。